

ID: 469

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	ライブラリーの登録		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第4条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第58号		
【根拠条文】 (登録) 第4条 ライブラリーの登録をしようとする者は、芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー登録申請書により館長に申請しなければならない。 (1) 館長は、ライブラリーの登録をした者に対し、登録証を交付する。 (2) 登録証の有効期間は、発行日からその年度の末日とし、引き続き登録を希望する者は、再登録しなければならない。 2 登録証について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。 (1) 記載事項に変更を生じたとき。 (2) 汚損して使用にたえないとき。 (3) 紛失したとき。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (使用者の資格) 第3条 このライブラリーの教材・教具を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、次のいずれかに該当する者のうち登録した者とする。 (1) 芦屋市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校)及びその他の教育機関 (2) 芦屋市内の社会教育に関する事業を行う団体 (3) 芦屋市内に事務所を有する国、地方公共団体及び公共的団体 (4) その他図書館長(以下「館長」という。)が特に認めた者			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日